第

4749

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 6月 13日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

↔ 研究開発税制の改正

Q:今年度の税制改正では、研究開発税制 が改正されたそうですが、どのようになった のですか?

A:次のようになりました。

【解説】

研究開発税制とは、①「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、②「特別試験研究に係る税額控除制度」、③「中小企業技術基盤強化税制」及び④「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の制度から構成されているものです。

今回の税制改正では、次のような改正が行われています。

①税額控除限度額

「試験研究費の総額に係る税額控除制度」とは、その事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定の税額控除割合を乗じた金額をその事業年度の法人税額から控除するものですが、その税額控除できる限度額がその事業年度の法人税額の20%から30%に拡大されました。

また、「中小企業技術基盤強化税制」においても同様の改正がされています。

②特別試験研究費の範囲の拡大

特別試験研究費は、①国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究費、②国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究費が対象でしたが、改正で①の共同研究の相手に一定の法人が、また②の委託先に一定の中小企業者が加えられました。







